

## 2. バリアフリーに関する補助制度(平成28年6月現在)

制度名称	対象住宅・対象者等の要件	対象工事	申請時期	申請できる人	補助等内容	適用期限	同内容工事で併用できる制度	問合せ先	所管課等
12 【募集期間終了】 分譲マンションバリアフリー改修助成事業	①②のすべてを満たすもの ①分譲マンション ②住宅の用に供する部分の延床面積がマンション全体の延床面積の1/2以上のもの ※過去に補助金の交付を受けている場合は、助成の対象となりません。	分譲マンション共用部分の廊下や入口等のバリアフリー化改修工事 年間8件(27年度)	工事着工前	マンション管理組合	バリアフリー改修工事費(消費税及び地方消費税を除く)の1/2(1管理組合当たりの上 限:100万円)	募集期間: 平成27年4月1日 から5月29日 まで 多数抽選	他のバリアフリー工事助成制度との併用×	京都市都市計画局 住宅政策課 (Tel.075-222-3666)	都市計画局住宅室 住宅政策課
13 介護保険 住宅改修費の支給	要支援1,2又は要介護1~5の認定を受けた方が居住する住宅(ただし、住民票の住所地のみ)	対象者が居住する住宅における以下の住宅改修工事 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他併上記の工事に伴って必要な工事	工事着工前	本人	費用の9割又は8割 (1住居1人の認定者当たりの改修費限度額:20万円(支給上限額:18万円又は16万円))			市内区役所・支所 福祉介護課	保健福祉局長寿福祉部 介護保険課
14 京都市介護予防 安心住まい推進事業	以下の①~④をすべて満たす者 ①京都市内に住所を有し、かつ住民登録が京都市内にある者 ②地域包括支援センターが選定した二次予防事業対象者 ③申請時において介護保険法第19条の認定を受けておらず、かつ認定を受けるための申請を行っていない ④市民税非課税世帯	対象者が居住する住宅における以下の住宅改修工事 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他付帯する工事	工事着工前	本人	住宅改修にかかる費用に3分の2を乗じた額(上限16万円。1,000円未満は切り捨て)			京都市保健福祉局長寿福祉課 (Tel:075-251-1106) 申込先: 市内の各地域包括支援センター(高齢サポート)	保健福祉局長寿福祉部 長寿福祉課